

練馬区内の認可外保育施設(認証保育所、居宅訪問型保育事業除く)

令和3年6月10日現在

	分類	施設名	施設所在地	連絡先	企業主導	補助金	無償化
					※1	※2	※3
1	ベビー	ひまわり保育室	東大泉 1-15-20	03-3921-7188		○	○
2	ベビー	保育ルームほかほか	高松 3-24-19	03-5241-9698		○	○
3	ベビー	キッズナーサリー大泉学園	東大泉 2-6-9 サンライズマンション 2F	03-3922-2800		○	○
4	ベビー	保育室生命の木	大泉学園町 5-32-4	03-5905-0448		○	○
5	ベビー	小さな保育園 ともぞだち	中村北 4-6-12 SKビル 1F	03-5971-3010		○	○
6	ベビー	ほいくのてんてん〜キッズルーム〜	高野台 5-37-8-101	03-6753-5375		○	○
7	ベビー	トゥインクルスターインターナショナルスクール	豊玉北 4-29-11	03-5999-9184		○	○
8	ベビー	chico nursery	南大泉 5-38-24 フィリア FMT101	03-5935-6309		○	○
9	事業所内	ヤクルト 光ヶ丘保育園	田柄 4-45-22	03-3938-7644			○
10	事業所内	ヤクルト 学園保育園	土支田 3-21-8	090-1779-9024			○
11	事業所内	ヤクルト 関町保育園	関町東 1-21-5 2F	03-3929-3233			○
12	事業所内	ヤクルト 大泉保育園	東大泉 6-34-46 2F	03-3923-2925			○
13	事業所内	みちか練馬保育園	豊玉北 3-2-3 フェュジョン練馬桜台 1 階	03-5912-2272	○	○	-
14	事業所内	カメラアキッズ武蔵関園	関町東 2-14-4 橋本ビル 2 階	03-6904-8561	○	○	-
15	事業所内	練馬あけみ保育園	中村北 1-17-3 1 階	03-5848-3496	○	○	-
16	事業所内	こどものおうちものめ ものめ保育園	関町北 2-24-13 1 階	03-5903-9777	○	○	-
17	事業所内	きずな保育園 石神井台	石神井台 4-7-3	03-5903-8230	○	○	-
18	事業所内	ベビーキッズナーサリー大泉学園	東大泉 2-6-9 サンライズマンション 201	03-5935-4193	○		-
19	事業所内	いちご保育園	平和台 3-26-15 昇辰ビル 101	03-6767-1115	○	○	-
20	事業所内	氷川台いちご保育園	氷川台 2-12-3	03-6882-9133	○	○	-
21	事業所内	ヤクルト氷川台センター保育所	氷川台 4-9-3 ハイックリピア 1 階	03-3932-7347			
22	事業所内	みらい Kids Garden	桜台 1-4-5 1F	03-6914-7321			-
23	院内	慈雲堂内科病院 保育室	関町南 4-14-53	03-3928-6511			○
24	院内	きらきら保育園	光が丘 2-10-5	03-3979-5614		○	○
25	院内	リンリン保育園	豊玉上 1-2-11	03-6914-8105	○	○	-
26	その他	大泉スワロー体育クラブチャイルドスクール	東大泉 4-31-6	03-3925-6006		○	○
27	その他	あおぞら保育園	小竹町 2-3-1 1 階・2 階	080-7597-2525		○	
28	その他	みずほスクール	石神井台 3-2-25	03-5372-1525			○
29	その他	ベルグレイヴ・インターナショナル・キンダーガーデン	春日町 6-17-20 ベルグレイヴビル	03-5241-6749			○
30	その他	スターインターナショナルプリスクール&英会話	高野台 1-14-8 ハイムミルフィユ 101	03-3904-6058			○
31	その他	ファーストラーニング大泉学園	東大泉 3-50-12	03-6325-6528			○
32	その他	練馬あけみ保育園つぼみ	中村北 2-5-12 1 階	03-6914-1134			○

※1・・・国から企業主導型保育施設として整備費、運営費の助成決定を受けた施設です。企業主導型保育施設は、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育ての両立に資することを目的とした保育施設です。

※2・・・認可外保育施設の指導監督基準を満たすことを東京都が確認し、証明書が発行された施設です。

※3・・・練馬区が、幼児教育・保育無償化の対象施設として確認を行った施設です。(企業主導型保育施設は確認の対象ではありません。)  
(確認を受けるためには、認可外保育施設指導監督基準を満たす必要がありますが、令和6年9月30日までは経過措置期間としてこの要件が適用されません。)